

最高裁秘書第4066号

令和4年1月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

令和3年11月29日付けで横浜地方裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

「裁判所は、今後、当事者から法廷電源を使用したいとの申し出がある場合は、特段の事情がない限り、制限しない。」ことを決定した際に作成し、又は取得した文書

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第34号

令和4年1月14日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

「裁判所は、今後、当事者から法廷電源を使用したいとの申し出がある場合は、
特段の事情がない限り、制限しない。」ことを決定した際に作成し、又は取得し
た文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年12月8日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（情）謝問第40号

(2) 謝問日

令和4年1月7日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第36号

令和4年1月14日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第40号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和4年1月7日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、横浜地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、特定の裁判官が、検察官及び弁護人との三者協議において、裁判所は、今後、当事者から法廷電源を使用したいとの申し出がある場合は、特段の事情がない限り、制限しないという確認をしており、当該確認は、横浜地方裁判所としての決定であると思われるから、その根拠として本件対象文書が存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

「裁判所は、今後、当事者から法廷電源を使用したいとの申し出がある場合は、特段の事情がない限り、制限しない。」ことを決定した際に作成し、又は取得した文書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和3年11月29日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁において本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- (2) 苦情申出人は、苦情の申出書に添付のブログ記事によれば、特定の裁判官が、検察官及び弁護人との三者協議において、裁判所は、今後、当事者から法廷電

源を使用したいとの申し出がある場合は、特段の事情がない限り、制限しないことを確認しているところ、横浜地方裁判所が当該確認を行うことを決定した際の司法行政文書が存在する旨主張する。しかし、当事者から法廷電源を使用したいとの申し出がなされた際の許否の判断は、その必要性等を勘案して個別にされるべきものであり、原判断庁が庁として苦情申出人が主張するような意思決定をした事実はなく、本件開示申出に係る司法行政文書は存在しない。その他、本件開示申出に係る文書が存在することをうかがわせる事情も存在しない。

(3) よって、原判断は相当である。